

住民税が改正されています

国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲により、住民税の減額措置が行われています。



◎住民税でも住宅ローン控除を受けられる場合があります

◎平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

退職などにより平成19年中の所得が減り、所得税が課されなくなった場合、平成19年度の住民税(平成18年中の所得で計算されます)で税負担が上がった分を、平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまう。このように税負担の調整ができず、住民税の増加の影響のみを受ける方は、申告により平成19年度の住民税を税源移譲前の税率を適用した額まで減額します(すでに納付済みの場合は還付されます)。

該当する方は平成20年7月1日から31日までの間に必ず申告をしてください。なお、平成19年及び平成20年の1月1日に町内に在住で、対象になる可能性がある方については6月下旬頃に、「減額申告書」を個別にお送りします。(他の市区町村から転入された方は、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書をご提出ください。)

所得変動のモデルケース

(夫婦 給与収入500万円の場合 単位:円)

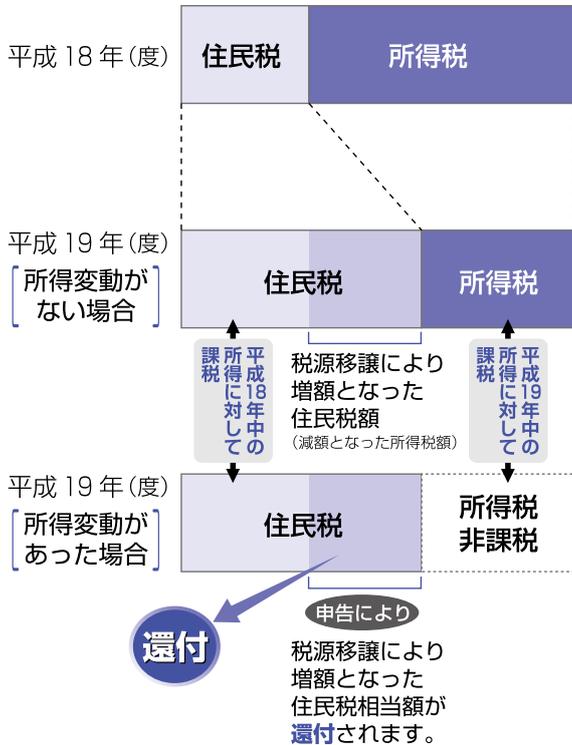
	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

還付されます

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。



◎地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が創設されました。

◎65歳以上の方の老年者非課税措置廃止に伴う経過措置がなくなります

平成18年度より、平成17年1月1日現在65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴い、急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度は税額の2/3、平成19年度は税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度はこの経過措置がなくなります。

問合せ 町民税務課 TEL 47・80014